

## 公害防止協定の再締結について

## 1 化製場との協定

化製場とは、死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称で、市内の死亡牛は、南幌町にある北央化製事業協同組合内の工場で処理されている。

市では、化製場から排出される悪臭や排水による環境汚染の抑制を目的に、南幌町、処理を実施する北央化製事業協同組合及び株式会社サカイとの4者間で、法律より厳しい基準を掲げた公害防止協定及び協定細目書（以下「協定」という。）を平成15年12月17日に締結している。

## 2 協定等の経緯

昭和47年 7月 江別市、南幌町及び酒井皮革株式会社（株式会社サカイの前身）と協定を締結

12月 空知郡南幌町643番地2に化製場設置



平成15年12月 江別市、南幌町、北央化製場事業協同組合及び株式会社サカイと協定を締結

## 3 協定の再締結について

- (1) 令和6年1月25日付け「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）の改正により、排水基準の見直しがあったことから、施行日である令和7年4月1日以後の協定細目書の改正が必要となった。

- (2) 協定の締結先のうち、株式会社サカイは令和4年8月に解散しており、有限会社大村産業が施設の一部を所有していることを確認したことから、これまでの協定を廃止し、新たに4者で協定を締結する。

#### 4 現協定からの主な変更

- (1) 協定の締結先を「江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び株式会社サカイ」から「江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び有限会社大村産業」に変更する。
- (2) 環境省が定める排水基準を踏まえ、協定細目書で定める排水基準のうち「大腸菌群数 3,000個/cm<sup>3</sup>」を「大腸菌数 日間平均800CFU/ml」に変更する。

#### 【参考】協定細目書で定める排水基準の変更

| 現協定細目書における排水基準       |                           | 新協定細目書における排水基準       |                           |
|----------------------|---------------------------|----------------------|---------------------------|
| 項 目                  | 基 準                       | 項 目                  | 基 準                       |
| 水素イオン濃度 (pH)         | 5.8以上 8.5以下               | 水素イオン濃度 (pH)         | 5.8以上 8.5以下               |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD)     | 最大 70mg/L (日間平均50mg/L) 以下 | 生物化学的酸素要求量 (BOD)     | 最大 70mg/L (日間平均50mg/L) 以下 |
| 浮遊物質 (SS)            | 最大 30mg/L (日間平均20mg/L) 以下 | 浮遊物質 (SS)            | 最大 30mg/L (日間平均20mg/L) 以下 |
| n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油) | 20mg/L 以下                 | n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油) | 20mg/L 以下                 |
| 大腸菌群数                | 3,000個/cm <sup>3</sup>    | 大腸菌数                 | 日間平均800CFU/ml             |

#### 5 現協定の廃止

廃止日：令和7年3月31日

江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び株式会社サカイの4者で現協定を廃止する。

#### 6 新協定の締結

締結日：令和7年4月1日

江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び有限会社大村産業の4者で環境省の定める排水基準の施行日と同日に協定を締結する。